

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 八 尾 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年2月14日（火） 午前10時15分から 午前11時30分までの間	
開催場所	大阪府八尾警察署 柔道場	
出席者	委 員	高田会長 渡邊副会長 石川委員 友田委員 御喜田委員 梶田委員 新居委員 西田委員 當内委員 伊藤委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 総務係長 広聴相談係長
議 事 概 要	<p>1 会長挨拶</p> <p>本日は、八尾警察署協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>八尾では、先日警察官のけん銃発砲事案がありました。</p> <p>世間的にはいろんな意見がでたと思いますが、私個人としては適正な判断であったと思います。</p> <p>やはり、警察が犯罪者に強い姿勢で臨むことが抑止力になり、犯罪が減少すると思っています。</p> <p>今後とも、ぜひとも強い姿勢で頑張っていただきたい。</p> <p>この協議会では、警察に対して指摘することは指摘しますが、それだけではなく、八尾市の安全安心ということを目的として、委員の皆様も警察にどういう協力ができるのかをしっかりと考えていただければと思っています。</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>お忙しい中、八尾警察署協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議に先立ちまして、1月13日に八尾市亀井で発生した盗難車に対するけん銃発砲事案につきましては、八尾市民の方々に多大なる御心配をお掛けしました。</p> <p>被疑者の死亡という重大な結果となりましたが、無関係の市民の方々に怪我がなく本当に良かったと思っています。</p>	

議事概要

今回のけん銃使用の是非につきましては、検証中ではございますが、我々八尾署員は、八尾市が安全安心な街となるよう署員が一丸となって取り組む所存でございますので、各委員の皆様方におかれましても、今後とも御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

3 委員の人命救助の紹介

昨年11月に当協議会の委員が、行方不明となっていた高齢男性を発見、保護し、自宅まで送り届けられたことに対して、署長から感謝状を贈呈させていただきました。

この場をお借りして皆様に御紹介させていただきます。

4 協議会会則の一部改正について

【会長】

今後滞りのない会長選出のため、副会長を2人選出しておいた方が良いのではないかと考えています。

そこで、会則にある「副会長1名」を「副会長1人又は2人」に改正することを提案します。

【司会】

それでは、改正に賛成の方拍手をお願いします。

(拍手)

全員の方から御賛同をいただきましたので、来年4月1日より八尾警察署協議会会則第二条を改正させていただきます。

5 公務執行妨害事件の概要説明

【司会】

1月13日に当署管内で発生しました、けん銃を使用した公務執行妨害事件につき、刑事課長が概要説明をさせていただきます。

【刑事課長】

※刑事課長による概要説明

【会長】

警察官がけん銃を発砲するには、色々な手続きを踏まないと撃てないというようなハードルがあると聞きますが、どのようなハードルがあるのですか。

【署長】

警察官のけん銃の発砲に関しては、警察官職務執行法第7条が根拠になっており、どういう状況であれば発砲しても良いのか規定されていません。

【会長】

もし、警察官が拳銃を発砲すれば書類作成が大変だとか出世にかかわるとか考えていたら問題であると思うのですが、それはどうですか。

【署長】

そういうことは、一切ありません。
警察官は、撃つべきときは撃ちます。

【会長】

今回は、撃つべきだったと思っていますが、警察官が安易にけん銃を撃つようになれば、それも問題であると思うので、警察学校等で警察官に対する指導や教育をしっかりとやっていただきたいと思います。

【委員】

今回の事件は、警察官が発砲に至った状況を解明し、可視化していく必要があると思います。

アメリカのようにヘルメット等にカメラを装着し、状況を録画して、その映像をもとに事実を解明していくことが重要であると思います。

また、発砲した警察官の精神的なケアが必要ではないでしょうか。

【署長】

パトカー車載カメラの映像を精査しております。私も発砲した警察官の精神状況が非常に気になりましたので、署長室に呼んで話を聞いたり、地域課長を通じて御家族にも精神的なケアをお願いしています。

警察本部長も八尾警察署に来て、発砲した警察官に声をかけていました。

色々な方のケアもあって、彼らは、現在は精神的にも落ち着き、普段通り勤務しています。

6 提言・質疑等

【委員】

八尾市でも青色の自転車通行帯が増えてきましたが、どのように通行すれば良いのですか。

【交通課長】

自転車は、車や原付と同じく車両にあたるので、道路の左端、車道の左端を進行するのが基本です。

青色の表示は、公安委員会が設置する道路標示ではなく、道路管理者が設置する道路表示になります。

【委員】

八尾市で電動アシスト自転車の交通事故は発生していますか。

【交通課長】

ペダル付き原動機付き自転車の事故ということでしたら、現在のところ、八尾市内では発生していません。

【委員】

自転車乗車時のヘルメットは、小学生ならまだしも、大人には強制的にかぶらせないと、かぶらないと思うのですが。

【交通課長】

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律のうち、自転車に乗車する者に対する乗車用ヘルメットの着用に係る努力義務に関するものが、本年4月1日から施行されることになりました。

自転車の乗用者が頭部を受傷する交通事故において、乗車用ヘルメットは致死率を大幅に減少させることができるものではありませんが、改正前の道路交通法の規定により、努力義務とされている小学生については乗車用ヘルメット着用率が一定程度向上しているものの、大人の着用率が横ばいに推移していること等により、全ての年齢層の自転車利用に対して、乗車用ヘルメットの着用の努力義務を課すこととされました。

【委員】

もっと、広報の仕方を考えるべきだと思います。

「ヘルメットを被ってください」ではなく、「自分の身を守るために被るんだ」「自分のためなんだ」という広報にするべきだと思います。

【委員】

特殊詐欺等の主犯格の検挙が難しいのはなぜですか。

【犯罪抑止戦略官】

特殊詐欺の犯罪組織は、受け子や出し子等の末端被疑者、欺罔役である掛け子、指示役、見張り、収益運搬役、リクルーター金庫番等と役割分担がなされ、首魁の指揮命令の下にそれぞれの役割を行う大規模な犯罪組織です。

現場に現れる末端被疑者の検挙例は多いのですが、その上位者への捜査には、スマートフォンや通信アプリの解析や精査が必要になります。

また、末端被疑者は、闇バイト等のアルバイト感覚で参加している者が多く、他の共犯者等との接点や面識もないこと等が主犯格の検挙が難しい理由だと思われます。

【委員】

道路標示で、「一時停止」の線や「止まれ」の文字が見えにくい場所でも、警察の交通取締りが実施されています。

予算のこともあるでしょうが、見直し・改善をして下さい。

【交通課長】

令和4年中に八尾警察署管内の道路標示について更改申請を764件実施しまして、その内543件が完了しております。

「停止線」と「止まれ」の更改申請は、300件あり、更改が完了した件数は、221件となっています。

道路標示の他にも、八尾警察署管内316交差点の信号機や標識1万3,246枚についても、年間を通して管理を行っております。

日々地域課と協力して、標識等の不備を確認しながら取締りをしてはいるのですが、100%完璧にできている訳ではありませんので、地域の方とも協力しながら進めて参りたいと思います。

【委員】

防犯カメラは、具体的にどのような効果があるのですか。

また、防犯カメラを設置することによるプライバシーの侵害に対する配慮もお願いしたいと思います。

【生安課長】

防犯カメラは、犯行現場だけでなく、犯行現場に至る経路、逃走経路など、何十というカメラをリレー方式で捜査し、事件、事故を解決しています。

このような捜査以外にも、「防犯カメラ作動中」という横断幕やステッカーが犯罪の抑止につながります。

当然プライバシーにも配慮し、運用要綱を定め、犯罪捜査や行方不明者の捜索等の警察活動に限定して活用しており、画像の漏洩には細心の注意を払っています。